

## 13 悪質商法

指導項目の分類	消費者生活に関すること
---------	-------------

対象・教科等	高等学校	情報、総合的な学習の時間、特別活動など
--------	------	---------------------

指導のねらい	(1) 「マルチ商法」や「ねずみ講」がどのようなものか実例を通して理解させる。 (2) ネットワークを利用した勧誘などにあった際の対処方法を理解させる。
--------	---

### 指導の手引

- ・怪しいと感じた電子メールや Web ページに出会った場合は、鵜呑みにせず、いろいろな人に相談するなど細心の注意を払うことが、自分の身を守ることにつながる。
- ・特に「マルチ商法」や「ねずみ講」は、金銭上や人間関係上のトラブルが生じやすい問題なので、知人や友人を誘うことにより信頼関係を失ったり、知らぬ間に法律違反を犯すなど、取り返しのつかないことに発展する危険性が高い。

#### ねずみ講（無限連鎖講）

後順位の加入者が支出した金品を、先順位の加入者が受領することを目的とした配当組織で、加入者が無限に増加することが前提条件となっており、「無限連鎖講」ともよばれる。「無限連鎖講の防止に関する法律」により、「ねずみ講」を開設した者だけでなく、参加した者も罰せられる。

## マルチ商法

販売組織の加盟者が、次々に消費者を組織に加入させ、販売員とすることにより、組織をピラミッド式に拡大していく商法のこと。販売員となった消費者は、売れない商品を抱えたり、不必要な商品を大量に購入させられるなどの問題が生じやすいことから、このような販売方法そのものが禁止されているわけではないが、「特定商取引に関する法律」による「連鎖販売取引」として規制されており、広告規制、契約書面の交付義務、クーリングオフ制度等が設けられている。

### 「ねずみ講」と「マルチ商法」との違い

「ねずみ講」と「マルチ商法」は類似しているが、「マルチ商法」は特定の商品の再販売等を行うことにより、加入者がマージンを受け取る組織的販売方式であり、適切な組織運営を行えば事業を維持することは可能であるのに対し、「ねずみ講」は生産的な活動を伴わない金品配当組織であり、新しい加入者の勧誘が必ず行き詰まり、組織の維持が不可能である点で「マルチ商法」と大きく異なる。

このため、「マルチ商法」は法律による規制は受けているものの禁止されていないのに対し、「ねずみ講」は法律により、開設、運営、勧誘等の行為が一切禁止されている。

### <参考>

警察庁「インターネットトラブル」

<http://www.npa.go.jp/nettrouble/index.htm>

全国消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

展開例	
学習活動	指導上の留意点
1 本時の学習のめあてを知る 2 ワークシートの事例を読む 3 思ったことを書いてみる 4 友達やグループで「悪質商法への適切な対応」について話し合う 5 意見をまとめて数人が発表する 6 自分の感想や意見を書く 7 本時の学習をまとめる 8 自己評価をおこなう	( Web ページを使った体験的な学習活動を取り入れる場合は、2と3の部分活動をあてる。)  ・場合によっては、加害者や被害者になることがあることを理解させる。  ・「ねずみ講」や「マルチ商法」のしくみを理解させるだけでなく、どこが問題なのかを考えさせる。

発展的な学習
・「ねずみ講」や「マルチ商法」への適切な対処方法をまとめさせる。

関連項目
「架空請求」